

令和4年第5回久万高原町議会定例会

令和4年9月 6日

○議事日程

令和4年9月 6日午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（13名）

1番 阪本雅彦

2番 玉井春鬼

3番 光田優

4番 瀧野志

5番 田村昭子

6番 熊代祐己

7番 高橋誠

8番 森博

9番 岡部史夫

10番 大原貴明

11番 大野良子

12番 西山清一

13番 高橋末廣

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町長 河野忠康

副町長 佐藤理昭

教育長 小野敏信

総務課長 木下勝也

住民課長 沖中敬史

保健福祉課長 西森建次

環境整備課長 辻本元一

ふるさと創生課長 西村哲也

建設課長 猪上浩明

林業戦略課長 小野哲也

| | | | |
|-------------------|---------|---------------------|---------|
| まちづくり営業課 | 高 木 勉 | 農 業 戦 略 課 長 | 菅 和 幸 |
| 会 計 管 理 者 | 釣 井 好 春 | 病 院 事 業 等 統 括 事 務 長 | 渡 部 定 明 |
| 教 育 委 員 会 事 務 局 長 | 中 川 茂 俊 | 消 防 本 部 消 防 長 | 大 野 秋 義 |
| 代 表 監 査 委 員 | 菅 洋 志 | | |

○議会事務局

事 務 局 長 篠 崎 慶 太

事務局

(朝 礼)

議 長

おはようございます。開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

コロナの第7波も若干、鎮静の方向に向かったのかなというふうに思っております。

そういった中で、8月13日、久万の納涼まつりに参加させていただきました。思った以上の参加者であり、皆、楽しんでおりました。

また、昨日、一昨日、石鎚のヒルクライムに出席をさせていただきました。スタートの合図と一緒に、元気よく皆さん、出発をする姿を見ておりました。

そういった中で、コロナの中ではありますが、それぞれのところで工夫をしながら、こんな事業というものも復活する必要があるのかなというふうな感じをもちました。

各地域の行事についても、中止にされるところが多いわけでございますけれども、2年、3年、中止にしますと、その復活に対するエネルギーというのも、また大変なものが要るんじゃないかなという心配をしておるところでございます。

台風、久万高原町には余り大きな影響はないのかなというふうに思っておるわけでございますが、当議場も穏やかな進行の中で、実りの秋にふさわしい、実りの多い、9月議会にいたしたいと思しますので、皆様方の御協力、よろしく願いをいたします。

議 長

本日の出席議員は13名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第5回久万高原町議会定例会を開会します。

(午前10時00分)

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議 長

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、12番西山清一議員、1番阪本雅彦議員を指名します。

議長 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から9月16日までの11日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から9月16日までの11日間に決定いたしました。

議長 日程第3、「諸般の報告」を行います。
地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、御報告いたします。

また、6月定例会で承認しました総務文教厚生常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件につきましては、先進地視察を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの蔓延により、中止したとの報告が、委員長からありました。

これで諸般の報告を終わります。

議長 日程第4、「行政報告」を行います。
町長より行政報告の申出がありましたので、行政報告と、併せて招集の挨拶を求めます。

(河野町長を指名)

町長 本日、ここに第5回の久万高原町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の中、全員の御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

久万高原町もすっかり秋めいてまいりました。稲穂もたわわに実り、稲刈りも始まりました。

ただ、台風の影響で強風が吹き、稲が倒れる被害が出ぬかと、心配をいたしております。

トマト・ピーマンの出荷は、順調に進んでおります。

まず、行政の動きを報告する前に、今日現在、少し落ち着いてきた感はあるのですが、コロナ情勢について、報告をいたします。

愛媛県B.A. 5医療危機宣言がなされる中、医療機関の皆様への負担軽減、日々の安全安心な生活のための感染回避行動がますます重要となっており、本町におきましても、ワクチンの迅速な摂取に向けて、職員が一丸となり懸命な努力をしております。

ワクチンの接種状況につきましては、8月29日現在、久万高原町の総人口の74.6%の方が、3回目の接種を完了されております。これは、県内で5番目の数字です。

また、60歳以上の4回目接種状況につきましては、接種対象者ベースでは、久万高原町は3,011人、79.6%の方が接種をされ、県下で6番目の順位となっております。

さて、新型コロナウイルスのオミクロン株に対応したワクチンを使用した追加接種については、現在、予防接種・ワクチン分科会で審議中ですが、ファイザー社が8月8日、モデルナ社が8月10日に、厚生労働省のこのワクチンの承認申請をいたしております。

厚生労働省は、分科会で引き続き審議を進めておりますが、現時点では、初回接種を完了した全ての住民を対象とすることを想定し、市町村に準備を進めるようにと指示が出ており、薬事承認がされれば、9月中にワクチンが輸入される見込みです。10月以降に接種が開始予定とのことです。接種間隔や接種開始時期の詳細は、現時点では未定ですが、私どもの町でも、スムーズに接種が開始できるように、引き続き情報収集し、迅速に対応できるように準備を進めてまいります。

それでは、6月議会以降の行政の動きにつきまして、概要を報告いたします。

まず、今年は、2年ぶりにコロナ感染対策を徹底して、先ほど議長からもお話がございました、久万納涼まつりを8月13日に開催することができました。規模を縮小しての開催となりましたが、上浮穴高校吹奏楽部、久万山五神太鼓

など、見ごたえのある演奏や、迫力ある花火大会などで、大勢のお客様に楽しんでいただきました。

今年度、還暦を迎える方々が引き歩く還暦御神木、子供たちが小型の丸太を担いで練り歩く子供丸太もあり、祭りに華を添えていただきました。

次に、国道整備にかかる同盟会活動ですが、本年度は、県内の各地域の道路整備促進期成同盟会が会員となる協議会において、7月の台風の影響により、令和4年度通常総会が書面による開催となりました。各路線の整備促進について、関係機関に強く働きかけることを決議いたしました。

7月29日には、道路整備促進期成同盟会愛媛地方協議会の理事及び愛媛県市町道整備促進期成同盟会の副会長として、国土交通省四国地方整備局へ要望を行い、事業の必要性を説明させていただきました。

また、8月19日には、県下22団体の同盟会により、愛媛県知事、県議会並びに自民党県連等に要望活動を行ってございます。

コロナ禍の影響を受け、多くが書面による要望となりましたが、愛媛県市町道整備促進期成同盟会を代表して、市町道の重点整備の必要性について説明いたしました。

今後も、あらゆる機会を捉えて道路整備の重要性を訴え、さらなる整備促進をお願いをしております。

次に、松山ブロックごみ処理広域化について報告いたします。

9月1日に、中予圏域の3市3町で構成をしております松山ブロックごみ処理広域化検討協議会が開催をされ、松山市南クリーンセンター敷地内に、施設を新たに建設する方針を決定しました。

本町は、平成25年から松山市に可燃ごみ及び粗大ごみの処理を委託しており、引き続きお願いしているところでございます。

今後、広域化を進めるにあたって、この協議会の方針を、地域の皆様に丁寧に説明し、御理解をいただけるように調整を進めてまいります。

次に、おとついで4日に開催しました第10回石鎚山ヒルクライムでは、遠くは関東から、南は九州など、全国から大勢の参加者があり、地元企業や自転車メーカーなど31社の協賛を得て、盛大に開催することができました。

平成23年の初開催から、環境に優しい自転車を活用したこの大会により、

日常的にサイクリストの姿が増え、久万高原町全体の観光振興にもつながるサイクルイベントとして定着した大会ですが、今年は新たな企画として、歴代の四国のでっぺんクラス優勝者による「グラウンドチャンピオンシップ」を設けるとともに、ゴール地点に第10回開催の記念モニュメントを設置いたしました。今後、このモニュメントを目指して、多くのサイクリストが訪れることを期待いたします。

終了後にも、参加者から、コロナ禍の中で工夫をし、よく開いてくれたと、多くの高い評価をいただきました。

最後に、くらし応援商品券の配布についてです。

昨今の世界情勢の変化等の影響を受け、燃料や物価の高騰により、家計への負担が増加していることから、町民の皆様の日常生活を応援するとともに、消費喚起による経済活動の活性化を図ることを目的として、全ての町民を対象に、1万円分の、久万高原町くらし応援商品券、を8月1日から順次配布させていただきました。

今回のくらし応援商品券は、先に販売をしましたプレミアム商品券の全ての登録店で使用可能となっており、10月31日まで使用することができますから、有効に御利用をいただき、厳しい家計の一助にしていきたいと考えております。

続きまして、財政健全化法の規定に基づき、令和3年度決算に基づく町の財政指標を、本議会におきまして報告いたしますが、その概要を御説明申し上げます。

まず、町の借入金の返済が財政に及ぼす負担の割合を表した、実質公債費比率は、令和2年度決算から0.7ポイント改善し、10.4%となりまして、引き続き早期健全化基準の25%を下回っております。

また、町の借入金や、将来支払っていく可能性のある負担など、令和3年度末の残高の程度を表した将来負担比率につきましては、平成28年度決算以降、ゼロ%を下回っており、引き続き非該当となっております。

このことから、町の財政指標は健全な状況を維持をいたしております。

次に、令和4年度の普通交付税が確定しましたから、報告いたします。

本年度、本町に交付される普通交付税は、43億4,461万2,000円

となり、昨年度と比較して、4,281万9,000円の減額となりました。減額の主な理由は、令和2年に実施をされました国勢調査人口が確定したことなどによるもので、中でも高齢者人口の確定値減少による影響が大きなものとなっております。

また、普通交付税の振替措置として発行が許可される、臨時財政対策債発行可能額は、総務省の地方債計画で大幅に抑制されることになり、昨年度と比較して1億4,094万4,000円の減額で、4,821万5,000円となりました。

次に、今議会に提案する議案でございますが、条例の一部改正としての議案が、3件。令和3年度決算の認定に関する議案が、4件。令和4年度一般会計、特別会計及び事業会計の補正予算に関する議案が、3件。久万高原町固定資産評価審査委員会委員の選任についての議案が、5件。久万高原町教育委員会委員の任命についての議案が、1件。令和3年度決算に基づく報告が、2件。令和3年度久万高原町の教育に関する事務の点検評価の報告が、1件。

以上、議案16件、報告3件、合計19件でございます。

このうち、今議会に上程いたします補正予算について、説明を申し上げます。

令和4年度9月補正予算額は、一般会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計を合わせて、総額3億4,562万7,000円の増額補正で、9月補正予算後の累計予算額は159億7,314万2,000円となり、前年度同期の比較で、0.2%の減額となっております。

そのうち、一般会計の補正予算額は、2億3,401万円の増額補正で、累計予算額は98億120万9,000円となり、前年度同期の比較で、1.7%の減額となっております。

主なものは、新型コロナウイルスのオミクロン株対応ワクチン接種に向けた体制整備にかかる費用として、1,424万4,000円。サービスステーション過疎地域における燃料供給拠点の維持、確保に向けた計画策定にかかる費用として、1,023万9,000円を。公共土木、30カ所の崩土除去・路面整備ほか業務委託料として、3,350万円を。町道26カ所の路面整備等作業業務委託料として、2,000万円。大谷水路ほか8施設、及び農道補修修繕にかかる農業用施設維持管理業務委託料として、1,330万円。農業用

施設 8カ所の災害復旧業務委託料として、1,000万円などの予算を計上いたします。

次に、特別会計につきましては、国民健康保険事業特別会計に、31万9,000円、介護保険事業特別会計に、1億1,129万8,000円を、それぞれ増額する予算となっております。

いずれも、十分な御審議を賜わり、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます、行政報告並びに招集の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長 日程第5、「一般質問」を行います。

質問時間は20分以内に制限しておりますので、質問、答弁共に要点を簡潔に、要領よくまとめられますよう、議員各位、理事者各位の御協力をお願いいたします。

通告により、発言を許します。

(熊代祐己議員を指名)

議長 質問は2問ありますので、一括して質問し、理事者の答弁はそれぞれお願いいたします。

熊代議員 6番、熊代祐己でございます。通告により、2点質問させていただきます。まず、1点目ですが、18歳まで医療費無償化について。

18歳までの子ども医療費の無償化については、既に県内の5市町で実施されていると聞いております。

一方、我が町では、中学卒業までの医療費の無償化については、県内市町に先駆けて実施したものの、さらなる制度の拡充については、現在、検討中とのことですが、子育て支援の推進は、少子化対策や移住定住促進の面からも、有効な施策の一つであると考えます。

その具体策の一つとして、18歳到達後の年度末まで無償化を進めるべきではないでしょうか。

町内には、様々な理由により、経済的に苦しい家庭がたくさんあると思います。また、コロナ禍により、町の経済が停滞している今だからこそ、子ども医療費制度の拡充により、子育て支援や定住促進を強化することが必要ではないかと考えますが、町長の所見をお伺いいたします。

続きまして、物価高騰対策につきまして、現在、町民の皆さんはコロナ禍による経済の停滞に加え、原油価格、原材料価格の高騰による生活物資の値上げも広がりを見せており、極めて厳しい困難に直面しております。

この物価高騰対策として、町は交付金等を活用し、全住民に久万高原町暮らし応援商品券をスピーディに配布して、日常生活を応援し、消費喚起による経済活動を促しております。

町民からは、非常にありがたい、助かる等のありがたい声を、私は聞いております。しかし、10月から、さらに物価高騰が予想され、来年春ぐらいまでは、続くのではないかとと言われております。そこで、この問題に特化した体制の整備と、具体的かつ早急な対策を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、この原材料費の高騰は、子供たちの学校給食にも大きな影響があると思いますが、現状においては、給食費を値上げせずに、保護者に負担が生じないように対応しております。

現在、学校給食における食材の高騰対策については、どのような対応をしているのか、お伺いいたします。

以上でございます。

議長 1 問目の質問について、理事者の答弁を求めます。

(河野町長を指名)

町長 熊代祐己議員の質問にお答えをいたします。

18歳年度末までの医療費無料化につきましては、現在、県内で1市4町が取り組んでおり、最近になって砥部町が来年1月から、それから大洲市が来年4月から、無償化を開始するとの報道があり、県内でも子育て支援に向けた動きが活発になってきております。

本件につきましては、これまでも一般質問をいただいておりますが、また子育て世帯の負担軽減による、魅力あるまちづくりにつきましては、機会を捉えて、議会から御提案をいただいているところであり、他市町の動向も注視し、財源の確保などの検討も重ねているところでございます。

過疎化が進む本町におきましては、子育て世帯の確保や、担い手の育成は最重要課題でございます。今後におきましても、魅力的な施策の実施が必要と考えます。

現在、長期化するコロナ禍による経済は、さらに停滞をし、さらなる物価高騰による金銭的負担の増加は、家計をさらに追い込む状況となっております。

このことも踏まえ、総合的な判断を行い、今後、さらに検討を重ねてまいりたいと、そのように思っております。

以上でございます。

議長 熊代議員、よろしいでしょうか。

(熊代祐己議員を指名)

熊代議員 今、答弁をいただきましたが、過疎・高齢化が進む本町では、子育て世帯の確保や、担い手の育成は最大の課題であるということですが、また他市町の状況も考えてですね、私としましては、早急に無償化を実施するべきだと考えますが、町長の意見をお聞かせください。

議長 (河野町長を指名)

町長 お話がありましたように、子育て支援、本町として大変重要な課題と考えております。

必要な予算額の算出や、あるいは制度化に向けた例規の改正など、精査を重ね、早期に実現ができるように検討をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

議 長

熊代議員、よろしいでしょうか。

以上で、1問目の質問を終わります。

続いて、2問目の質問に対し、理事者の答弁を求めます。

(河野町長を指名)

町 長

熊代議員の2問目の質問、前段の部分につきまして、答弁をいたします。

現在、コロナ禍やウクライナ危機などの不安定な世界情勢の影響を受けて、原油価格を中心とし、多くの生活物資が高騰し、町民の皆さんの生活に大きな影響を与えております。

町では、これまでもコロナ禍での事業者支援として、事業継続給付金などの事業を積極的に実施をしておりますが、これに加え、物価高騰対応として、6月議会で修正、補正予算を認めていただき、事業者支援として、原油高騰対策事業者経営支援事業を、また町民の皆さんの暮らしを支援するために、暮らし応援商品券事業を、県内の自治体に先駆けて実施をしております。

これらの事業につきましては、町民の皆様から感謝の声をいただいております。

今回の事業の制度設計に当たりましては、関係する複数の部署で体制を整えて、協議を重ねてきたものですが、これらの事業だけで十分とは考えておりません。

今後も、町民の皆様の暮らしを守るため、議会とも協議を重ねながら、その時々々の状況において、体制を構築し、対策を進めてまいりたいと考えます。

以上です。

議 長

(小野教育長を指名)

教 育 長

熊代議員の質問にお答えをいたします。

まず、現在の状況でございますが、美川給食センターにおきましては、仕入先が限定されていることから、食材のコストが若干異なりますが、両給食センターにおきましては、次のような取組をしております。

価格が高騰している野菜などの使用量を、例年より減量し、比較的価格が安定している野菜や豆製品などに置き換えて、栄養量を補っております。

その他の食材につきましても、栄養価を損なわない範囲で、食材をより安価なものに差し替えてございます。

また、学期ごとに入札を実施し、一番安価なものを仕入れるように努力をしているところでございます。

本町の学校給食につきましては、以前から米飯給食が中心となっておりまして、小麦等の高騰の影響は、比較的少ない状況であります。

熊代議員の御質問にありますように、これらの対応以上に、原材料費は物価高騰の影響を受けておりますことから、久万給食センターにおいては、今議会で、また美川給食センターにおきましては、12月議会で、給食賄材料費に係る委託料を増額補正させていただきたいと考えております。

以上でございます。

議 長 熊代議員、よろしいでしょうか。

(熊代祐己議員を指名)

熊代議員 教育長にお伺いいたします。

10月以降、さらに物価の高騰が見込まれますが、保護者に給食費の負担を求めるのでしょうか。子育て支援の観点から、給食費を値上げすることなく、対応をしていただきたいと考えておりますが、コロナ等の支援金を充当しての対応はできるのでしょうか、お聞きいたします。

議 長 (小野教育長を指名)

教 育 長 熊代議員の質問にお答えをいたします。

コロナ禍やウクライナ危機など、国際情勢の影響を受けた物価高騰に、いまだ収束のきざしが見られません。このことから、引き続き、保護者の負担軽減を図っていくことが必要であると認識しておるところでございます。

今後も、保護者には負担を求めず、町が負担することで給食費を値上げすることなく、学校給食の提供を実施してまいりたいと考えております。

なお、国からのコロナ交付金を充当しての対応でございますが、今後、国から追加交付の内示があり、給食に対する物価高騰を支援として充当することが認められるようであれば、可能と考えますが、現在までに、国から内示のあった交付金については、他の事業の財源に割り当てており、給食賄材料費に係る町の負担を増額する場合は、単独予算で対応しなければならない、このように考えております。

以上でございます。

議 長 (熊代祐己議員を指名)

熊代議員 最後に、コロナ禍による町内の経済活動の停滞に伴う負担が、子育て世帯を直撃している中、学校給食費の無償化を実施できないかと考えますが、いかがでしょうか。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、子供の健康面、社会面、経済面の健全性をおどかしております。

特に社会経済活動の縮小による子育て世帯の所得の減少は、食費、学費、日常生活費を圧迫し、貧困が子供たちに与える影響は、心理的、身体的、対人関係、学力面など、多方面に及ぶと思います。

そのほか、多くの自治体で、緊急経済対策として、時限的ではありますが、学校給食費の無償化が実施されております。

以上、物価高騰対策の一環として、子育て世代に対する町の支援が必要であり、その具体策の一つとして、学校給食費の無償化を実施すべきとの観点から、お聞きして、終わりにいたします。

議 長 (小野教育長を指名)

教 育 長 熊代議員の質問にお答えをいたします。

現在、久万給食センターの年間の維持管理経費は、約7,000万円。美川

給食センターが約3,000万円。合わせて約1億円の費用となっています。

一方、給食費の歳入額は、年間約3,000万円で、残る7,000万円は、学校給食法に基づく、町が負担をしておるところでございます。

町では、経済的理由により、就学が困難な児童・生徒に対して、教育の機会均等の精神に基づいて、全ての児童・生徒が義務教育を円滑に受けることができるよう配慮するため、要保護、準要保護の児童・生徒に対し、小学校、中学校で計68名、率にして18.6%の利用による給食費を全額補助しております。

また、小学校及び中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の負担軽減を図り、特別支援教育の振興に対することを目的として、小学校、中学校、計12名、率にして3.3%の利用による給食費の実費の半額補助を実施しておるところでございます。

経済的弱者への負担軽減を、実施をしております。

子育て世帯に対する給食費の無償化でございますが、保護者の負担軽減のためには、有効な手段だと思われませんが、学校給食法では、学校設置者が負担しなければならない施設及び設備に要する経費以外は、保護者の負担とされています。

現在は、文部科学省の見解により、無料化している自治体もございますが、本町では、負担の原則という観点から、保護者の皆様には、相応の御負担をいただき、町は次代を担う子供たちの教育環境全般を充実してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長 熊代議員、よろしいでしょうか。

熊代議員の質問を終わります。

続きまして、9番、岡部史夫議員。

質問は2問ありますので、一括して質問し、理事者の答弁はそれぞれお願いいたします。

岡部議員 議席番号9番、岡部史夫でございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。質問は2問ございます。

1問目は、町立病院の医療人材の確保についてでございます。

新型コロナは、次々と変異を続け、当町においても、感染者数が増えつつあり、町内の医療機関、福祉施設等では、人材確保や感染対策に奔走されていると聞いております。

地域の拠点病院である町立病院の運営においても、総合計画の中で、診療科目の不足や、医療スタッフの課題等が挙げられ、日々課題解消に努力されていると聞き及んでおります。

しかしながら、いまだ町立病院の看護師不足が続いていますが、現状と今後の見通しについて、お伺いをします。

2問目ですが、山林境界トラブルと、国土調査図面の関係について、お伺いします。

最近、町内の山林の売買が進んでいますが、ときおり伐採搬出時に、国土調査図面と現地境界が極端に合わないケースがあり、隣接する所有者間で混乱が生じているとお聞きしております。

現在、山林境界の件で、地元関係者から、町に相談があったと承知しておりますが、町はどのような対応をされているのか、お伺いをします。

以上でございます。

議長 1問目の質問について、理事者の答弁を求めます。

(河野町長を指名)

町長 9番、岡部史夫議員の質問にお答えをいたします。

町立病院では、新型コロナウイルス感染症の重点医療機関などとして、コロナ患者の受入病床を確保し、その受入を行っております。

地域の特性として、入院患者は高齢の患者で、看護度や介護度が高く、職員の負担は増しているところです。

定年退職後も、引き続き勤めていただいていた方や、家庭等の事情により、

退職した看護師の補充については、苦慮しているところで、慢性的な人材不足は、以前から続いており、いろいろな方法により、常に募集を行っております。

現在の職員の状況は、看護師39名、准看護師2名の、計41名で、うち5名が育休中となっており、実質36名の看護師で、カバーし合って、看護業務を行っております。

求人に関しては、ホームページへの掲載、民間の人材サービスの活用、また看護科がある学校の訪問などにより、通年募集をかけておりますが、なかなか応募がない状況で、愛媛県看護協会の就職先あっせん窓口に、就職相談者に対して当院を紹介いただくようにもお願いしております。

また、平成28年度からは、将来の看護師確保を目的とし、看護師奨学金を創設し、現在まで10名に貸付けを行い、6名が就業をいただいております。本年度も2名に貸付けを行って、将来の人材確保に取り組んでいるところでございます。

以上です。

議長 岡部議員、よろしいでしょうか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 現在の看護師が不足する状況は、病院としても最重要課題として取り組まれているはずであります。

いずれの病院におきましても、育児介護休業法に規定されている職員の産休育休時や、また復帰後の対応、及び定年退職後における人員の補充の在り方など、人材不足の課題は多いと考えられますが、今後の看護師不足による様々な弊害を、私は心配をしております。

町立病院における看護師不足が解消できない理由とは、先ほど説明がございましたけれども、一体何なのか、そのあたりを答弁いただきたい。

そして、また、一般病棟、療養病棟や連携施設において、夜間勤務その他で既に支障が出ているのではないかと、そこが心配をしております。

現状、夜間等で問題は生じていないのか、このことについても伺いをした

いと思います。

議 長 (渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長 岡部議員の質問にお答えします。

看護師の不足ですけれども、これは慢性的な課題となっております、これで解決できるという対策がないのが実情でございます。

原因を考えますと、働き方改革や在宅ワークが推進される中、医療現場はそういう在宅リモートといったところとは縁遠い存在でございます。

コロナ禍での業務は、仕事量が過剰になる傾向で、また仕事の内容の範囲が広く、業務量も多く、常に忙しく動き回っているような状況で、命にかかわることも多く、責任が重い仕事でございます。

小さなミスも許さない業務も多くございまして、仕事の緊張でストレスがたまり、負担を感じた看護師は、離職しやすくなる傾向もございます。

また、町内在住の看護師は限られておりまして、求人を見た町外からの問い合わせや、施設見学にお越しにいただいても、冬季の積雪の中での通勤が一番の心配要因となっております、敬遠する方が多数いらっしゃいます。

さらに子供がいる家庭では、夜間勤務することが難しい場合もあるため、日勤を優先する勤務体制でないと、なかなか続けられません。先ほど申しましたように、日勤を優先する看護師が増えるかわりに、夜勤を担当する看護師が、職場内で固定されることから、これらの負担となり、さらなる看護師不足を招くような環境になっているのが現状でございます。

夜間勤務でございますが、施設基準上においても、夜間勤務帯、午後10時から午前5時までの勤務時間の上限でございます、月72時間以内という施設基準に支障が出ておりましたので、これらについては、勤務時間帯の変更を行いまして、解消をしたところでございます。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 入院患者の病院収入となる一般病棟入院基本料では、看護師の人員配置を基準に、計算されることになっているようでございます。

入院基本料の看護基準による分類として、看護職員1人が患者を7人受け持つ7対1、あるいは、この場合ですと、1,591点が点数として挙げられています。

同様に、お一人が10人の患者をみる場合は、1,332点の点数でございます。患者13人の場合ですと、1,121点とされ、7対1、10対1、13対1で、報酬点数に差が出ているようでございます。

町立病院の場合、看護基準分類上は10対1とお聞きしておりますが、現在の看護師不足で、看護基準分類上は変更されているのかどうか、お聞きをいたします。

議長 (渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長 岡部議員の質問にお答えします。

コロナ患者の受入病床、町立病院に3床抱えております。それらの業務量の負担もございまして、看護師の勤務状況や、負担軽減も考慮いたしまして、現在、病床利用率を70%から75%で運用させていただいております。

これによりまして、当初の看護基準上の10対1は、維持をしております。質の高い看護や、職員のモチベーションの維持を図ってですね、安定した連携を図っていくように努力しておるところでございます。

以上です。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 現状の看護師等のスタッフの体制及び今後の体制において、診療報酬における入院基本料を含めた医業収入の減による運営状況が心配であります。

病院経営において、深刻な状況になっているのではないかと、その点もお聞きします。

また、今の状態が解消されなければ、今後の病院経営計画にも支障を来すの

ではないか、その点についてもお伺いをします。

議 長 (渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長 岡部議員の質問にお答えします。

昨年度はですね、コロナ対応に公立病院が中核的な役割を果たすとし、感染拡大時の対応における重要性が改めて認識されました。

これによりまして、不採算地区病院に係る特別交付税の基準額が見直されました。

一方、施設基準では、改定のたびに基準の厳格化がなされておりまして、減算を適応せざるを得ない状況もあります。病院としては、厳しい状況ではございますが、今年度はコロナ患者受入に係る重点医療機関等の指定を受けまして、病床確保事業等の支援制度の活用を使っていくこととしております。

これらによりまして、安定した病院経営を努力しているところでございます。

また、国の規準によりまして、介護療養病床の廃止が予定されております。今後の病院経営について、再編を検討すると共に、将来に向けた経営計画である公立病院の経営強化プランの策定を行う予定でございます。

これらに伴いまして、経費削減に向けた取組も進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今、御答弁の中に、コロナというのが出てまいりましたけれども、コロナ禍における病床確保した際の、空きベッドの確保としての空床保障、空床補助と言いますけれども、これは受けていらっしゃるのか。もし受けている場合は、その額についても御説明をいただきたいと思っております。

議 長 (渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長 令和3年7月から、町立病院につきましては、新型コロナウイルス感染症の協力病院の指定を受けてございます。

これにつきまして、令和3年度はコロナ患者の受入病床3床のですね、確保量として、1床当たり5万2,000円、合計でまいりますと、3,759万6,000円を受けております。

また、病院におきまして、コロナ患者のクラスターが発生いたしております。このクラスター発生時に、受入病床周辺の空床保障として、1床当たり7万1,000円、合計944万3,000円を、昨年度は受けております。

以上でございます。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 現在の看護師不足は、今後、町の訪問看護事業運営にも大きく影響をすると考えます。どの程度、現状から規模が縮小されていくのかが不明ですけれども、現実に訪問看護を受けておられる皆さんにとっての不安は、大変大きいと考えます。訪問看護を定期的に利用されている方々の不安を、どのようにして解消していくのか、今後の対応について、丁寧な答弁をいただきたいと思っております。

議長 (渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長 訪問看護事業につきましては、職員の数名が退職して、新たな事業所を設立いたしました。それに伴いまして、利用者の皆様には多大なる御心配をおかけいたしました。

町といたしましては、正式なお知らせを行わず、一方的に事業等を打ち切ることはございません。どの事業所からサービスを受けるかは、利用者様、あるいは御家族と主治医、さらにはケアマネジャー様と看護計画を協議して、決定させていただきます。

現在、訪問看護指示書の期限が継続している利用者の皆様には、訪問担当職員がお一人お一人説明をさせていただくと共に、町内の開業医の先生方には、院長が直接説明し、またケアマネジャーの皆様には、ケアマネ会やサービス調

整会議を通じて説明をしていただき、病気や障害を持った人が、住み慣れた地域で医師の指示書のもと、自立した生活をおくれるよう、引き続き継続してサービスの提供をまいります。

以上でございます。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 訪問看護の事業運営というのは、非常に厳しい状況が予測をされます。

ひと頃には、以前の説明では、訪問看護、数名が退職したといったようなことによって、病院がやっている訪問看護事業、このことについても、半分ぐらいというふうな御意見もありましたけれども、私は半分ではきかない、もっと減るのではないかというふうに思われます。

しかしながら、減ってもですね、先ほど答弁があったように、以前と変わらぬ訪問看護を、積極的にやっていただけるということを期待しておりますけれども、そういうことでよろしいのでしょうか。

議長 (渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長 現在、訪問看護利用者、もともと105名、利用者の方がいらっしゃいました。そのうちの35名が、引き続き町立病院で訪問看護をさせていただくという状況になっております。

この方々につきましては、責任を持ってですね、今までと変わらぬ訪問看護のサービスの提供をまいりますと思っています。

以上です。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 現在、国内の看護師の離職率というのは、11%というふうに言われており、依然として高い状況にあります。

要因としては、都市部の需要をはじめ、訪問看護事業、介護施設等の看護師

の需要の拡大が続いていると。こういった現状は、なかなか解消ができるきざしが見えないことから、今後は、町は従来の制度の枠にとらわれず、思い切った対応をすべきではないかと考えます。

このまま看護師不足が続けば、地域医療の拠点病院としては、致命的なことになります。検討されている病院建設計画よりも、最優先して解決すべき課題であり、看護師が働きやすい職場にしていくためにも、次の5つのことが必要と考えます。

一つとして、勤務内容に見合った手当見直しによる看護師の収入改善。

2つ目、退職者の再任用制度の実施。

3つ目、子育て支援策として、院内託児室や、搾乳室の早期整備。

4番目、福利厚生充実及び復職支援事業の実施。

5つ目、スキルアップ、キャリアアップの支援体制の整備。

こういったことを進めるべきではないでしょうか。必要であれば、関係条例の整備を急ぐなどして、看護師がワークライフバランスを保てる職場づくりのための、多様な勤務体系への対応を進めていくべきと考えます。

開設者である町長として、可能なことから取組、一日も早く住民が安心して利用できる病院の体制を確保することを、この場で明言をいただきたいと思えます。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 今の現状、大変憂いているところでございます。

先ほどから説明申し上げておりますように、看護師さんの不足というのは、大変、私どもの町はもちろんですけど、全国の市町、同じようなところで、大変心配をいたしております。

今、議員からも提案がございました。特に私も同じように思いますけれども、看護師さんを含む、エッセンシャルワーカーといわれる方々の待遇というのが、まだまだ改善の余地は十分にあるんだと思うんですね。

ただ、財源のこともありますし、また他の市町との関連、あるいは先ほど申し上げたエッセンシャルワーカー、看護師さん以外の方とのバランスもありま

すから、軽々には申し上げられないんですけれども、先般の町立病院での運営協議会、運営委員会の中でも、委員の方からも同じような質問もあったところでございまして、何とかそのあたり、厚労省中心に、十分、国のほうもその辺りは、意識はしているはずですから、機会を捉えながら、その辺り改善できるように、私どもも懸命に対応をしっかりとてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長 岡部議員、よろしいでしょうか。

1問目の質問を終わります。

続いて、2問目の質問に対し、理事者の答弁を求めます。

(河野町長を指名)

町長 2問目の岡部史夫議員の質問にお答えいたします。

御質問の事案につきましては、山林の売買、伐採をきっかけとした問題が明らかとなったもので、山林所有者から相談のあった後に、該当する土地の国調当時の測量関係資料などを分析、検証を行いました結果、相談者のおっしゃる境界と、それから国調図面の境界が食い違っており、地籍調査の成果に誤りの疑いがあることが判明しました。

町としましては、これらの事実がある以上、山林の伐採が継続されることは、問題が拡大することにつながりかねないことから、関係者への働きかけも行いましたが、残念ながら、作業を中断するには至っておりません。

また、相談者以外にも、当該土地に隣接した山林所有者も複数おり、これらの方々にも事情を説明し、解決に向けた取組を進めていくことについて、御理解をお願いをいたしました。

今回のように、地籍調査結果に錯誤の疑いがある場合は、関係者全員の同意を得た後に、修正に向けた手続が必要であることから、現在、影響の及ぶ範囲の確定や、その所有者の確認に向けた作業を進めているところでございます。

相談者の方に対しましては、伐採の継続や対応の長期化など、御心労をおかけしております。大変、そのことについては申し訳なく思っているところでご

ございます。

解決に向けての努力は、しっかり、町として、まいりたいと思っております。

以上でございます。

議 長 岡部議員、よろしいでしょうか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 なる概要の御説明がございました。

改めてお聞きをしますが、今回の国調境界のトラブルについて、町に責任があるのか、お聞きします。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 岡部議員の質疑にお答えをいたします。

今回の土地につきましては、約半世紀前の昭和43年に国土調査が実施されておりますが、その際、地籍調査に当たっては、所有者の現地の立会でありま
すとか、図面の確認も経て、成果の閲覧期間を設けた後に確定したというもの
になってはございます。

しかしながら、現在のように、航空写真もございませんし、それから所有者
が現地と調査の成果を照らし合わせるといことは、非常に困難であったこと
も予想されます。

そうしたことから、今回のケースは現地と、それから国土調査の図面に乖離
が大きいということで、国土調査を実施した町にも責任があるというふうに考
えております。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 国土調査の錯誤修正、この作業にはかなり時間を要するかもしれませんが
ども、町が責任を持って関係者に当たっていただきたいと考えます。

しかしながら、町の責任は、これだけで全てが解決するわけではないと考えます。問題解決に向けた町の対応には、補償問題も避けて通れない部分があると考えますが、町のお考えをお聞きします。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 岡部議員の質疑にお答えをいたします。

まずは、岡部議員おっしゃるように、国土調査の修正に向けた作業を進めていくということが第一だと思いますが、御指摘のとおり、この手続には膨大な作業量と、それから時間を要する見込みです。そういったことで、非常に困難も予想されるわけですが、岡部議員御指摘のように、一方でこの国土調査修正とは別に、早期に課題解決に向けた取組が必要であるというふうに認識をしております。

今後、こういった形で、あるいはこういった方法でといったところは、協議しながら進めていきたいというふうに思います。別の方法というのは、避けて通れないというふうに認識をいたしております。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 別に明言を強要するわけではないんですけれども、立っていた木が、今既になくなっていきます。そのことについても、町の責任と、国調の責任の疑いが非常に高いということでございまして、町も明言されているわけですから、補償の問題が出て、それは避けては通れない、そういうことでよろしいですか。改めてお聞きします。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 先ほど申しました、別の方法や形というのは、当然、岡部議員がおっしゃるように、補償問題といったところも、当然含まれるというふうに認識しております。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今回の国調の錯誤による山林境界トラブルにつきまして、私は町に対して、関係する山林が売買される前に、対応を急ぐべきというふうに進言をしてまいりましたが、関係者のお一人が、国調は町の責任だと言いながらも、状況改善がしないことに限界を感じて売買されたと、関係者の方からお聞きしています。

所有権移転は、民間のこととはいえ、町はどうすることもできなかったのでしょうか。町は本気で責任を感じていたとは思えませんが、いかがでしょう。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 岡部議員の質疑にお答えをいたします。

今回の件に関しましては、関係者への働きかけなど、そういったことで、町の対応が十分に機能していなかったという点については、所有者の皆様にご心労をおかけして、大変申し訳なく思っております。

結果として、今、岡部議員が申されましたように、売買に至ったということにつきましては、今回の事案の難しさを非常に感じてございます。

このようなケースの対応については、やはり担当課だけではなくして、役場内、庁内が連携して取り組むというところが大事だということで、取組を進めているところでございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 この件につきまして、先ごろ、町から議会に対しての説明の中で、所有権が移転した後も問題解決の糸口が見えない、そういった町の説明に、議会の中でも、町のトップが対応してて、なぜ作業が中断できないのか、なぜかなわないのかという、こういった厳しい御意見もありました。

そんな中、最近、所有権移転後に、なぜか山の作業が停止されたとお聞きしました。

そのことに、周辺の地元山林関係者も、とりあえず安堵をされていると、関係者からお聞きをしております。

町はこの状況変化をどのように受け止められているのでしょうか、お聞きします。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 岡部議員の質疑にお答えをいたします。

最初の町長の答弁にもございましたように、伐採事業者に対しまして、町から作業の一時中止ということ、依頼をいたしましたけれども、残念ながら、実行に至らなかったというところでございます。

伐採事業者の方におかれては、国土調査の図面の境界をもとに、伐採を進めていらしたということでございます。

今回、現場のほうは、一時作業が停止しているということでございます。こういったことを受けて、町としても、地元の山林所有者の皆様には、非常に心苦しい気持ちでございます。

そういったところで、一日も早い解決に向けて、取り組んでいきたいというふうに思っております。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今回の事案は非常に難しい問題も秘めておる、そのことは、本当に理解もできますが、今回の山林境界の事案についてですね、町の説明で民衆、民間の問題といいながらも、国調誤りの可能性が高いということで、町の実責任、これはもう既に明言されています。

民間の部分と町の実責任、このすみ分けについて、どのように認識をされているのか、もし分かるようでしたら、具体的に御説明をお願いします。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長

岡部議員の質問にお答えをいたします。

今回の事案のように、土地の所有者から地籍調査の成果に異議の訴えがあった。その事実、疑いが強い場合には、国土調査の修正に向けての作業、それから協議などは、当然、町が対応を進めていかなければならないというふうに認識をしております

一方、境界のもめごと、個々のトラブルについては、町が立ち入るべき問題ではないというふうに考えております。

議 長

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

今回、境界のトラブルなんですけど、今回の境界トラブルは、町が立ち入るべきではないという意味が釈然としないので、そこは分かりやすく言ってもらえませんか。あるいは、もしよかったら、訂正の必要があろうかと思いますが。

議 長

(佐藤副町長を指名)

副 町 長

岡部議員の質問にお答えをいたします。

今回のケースのように、国土調査の成果に誤りがあるといった場合の境界については、当然、町が進めていくことだというふうに考えております。

先ほど申しました、町が立ち入るべきではない境界のもめごとというのは、一般論、通常の場合の想定でございまして、今回のような場合には、境界の対応というのは、当然、町が対応していくところだというふうに思っています。

議 長

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

今回のように、国調が関係する山林境界トラブルにつきまして、町内の林業関係者の間では、注目をされています。今後の山林伐採事業に支障が出ないようにするために、伐採届等書類の再検討をすべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 岡部議員の質問にお答えいたします。

今回、国調が関係するトラブルということで、今後についてどう、このようなケースの場合に、どう対応していくかというのは、非常に大事だというふう
に認識をしております。

現在、伐採、それから伐採後の造林の届書には、所有者が確認できる書類、
それから森林所有等の所在が確認できる書類、それから届出があった森林を伐
採する権限を有することが確認できる書類、そして伐採区域が確認できる図面
などを添付をしていただいております。

国においては、来年度からこうした書類を、森林法の施行規則に位置づけて、
制度の厳格化を図ろうという動きがあるやに聞いてもおります。

それから、他の市町におきましては、伐採届けの添付書類に、隣接山林の所
有者の承諾書を検討をしているというようなところの動きも、事例も聞いてお
ります。本町としても、今回の事案を踏まえて、先ほど申しましたような事例
を参考に、こういった動きを参考に、森林組合などとも協議をして、検討して
いきたいというふうに思っております。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 森林組合の関係、あるいは木材関係業者、あるいは自伐林家の方々、いろん
な方々が今後の伐採作業に慎重にならざるを得ないという部分で、自分たちで
は解決できない部分があるかもしれないという不安に陥っているところもある
うと思いますので、そこらあたりは、法整備、そして上級庁との協議、何をい
っても、やはり地元の方が先祖伝来から受け継がれてきた現地の境界、これを
最優先して、現在に至っています。

ですから、そのことと、現在、問題になっている部分を、どう解消していく
方向性を見出すか。

本当に町がここで真骨頂を発揮する機会かなというふうに思います。ぜひ頑
張っていただきたいと思います。

今回の事案は、民間の境界問題を機に、町の国土調査誤りにまで発展し、地元を含めた山林関係者だけでは解決が難しいとして、町に相談され、現在に至っています。

議会は、町の日頃の執行内容をチェックする立場にあります。

一方、地域の方々がお困りの場合は、一議員として、必要であれば問題提起することもいいたませんが、執行権は行政側にあります。町長も当然、御認識のとおり、今回の問題は町の責任として、町により、速やかに問題解決に向かうよう、最善の努力をしていただきたいと思います。

今後、関係者に対して、丁寧な説明を行っていただくとともに、一日も早く町は責任を持って解決していくことを明言いただきたいと思います。

あわせて、町は、今回の事案を検証し、必要な条例等の整備も検討すべきと考えますが、町の姿勢をお伺いいたします。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 今のやり取りの中にもありますように、国土調査というのは、町が進めてきたことであります。もちろん国の国土調査に合わせて、町が行ってきた事業でございます。

まずは、誤りが疑われているところ、はっきりもいたしておりますから、この範囲は特定をし、国調修正に向けた作業を進めていかなければならないと考えております。

また、一方で、この作業の中で関係者の皆さんと協議しながら、状況に応じて適切な判断をしていくことも、必要等も考えております。

また、今、御質問があった条例制定ですけれども、これは民地である山林の伐採を制限する条例の整備は、現実的に今、町単独で条例を云々というのは、非常難しい部分がございます。伐採届けの添付書類なども、合わせてこれから関係省庁とも協議しながら、総合的に検討をしていくようにもっていくものであろうというふうに思っております。

いずれにしろ、山林所有者の方々、また山林に関わるの方々の、今回のことでございますので、私も、山に関係する皆さんのこういったことについては、大

変心を痛めているところでございまして、先ほども申し上げましたように、このことが早く解決ができるように、町として誠意をもって進めてまいりたいと、そのように思っております。

以上でございます。

議長 岡部議員、よろしいでしょうか。

岡部議員の質問を終わります。

ここで10分間、休憩をいたします。 (午前11時19分)

現在、11時20分になろうとしておりますので、11時半から再開をいたしたいと思っております。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午前11時30分)

ここでお諮りします。

一般質問、12時の時間がまいりましても、そのまま延長したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、時間延長することに決定いたしました。

議長 続きまして、4番、瀧野 志議員。

一般質問は2問ありますので、一括して質問し、理事者答弁はそれぞれお願いいたします。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 4番、瀧野 志でございます。通告に従いまして、2問、一般質問をさせて

いただいたらと思います。

久万高原町は、持続可能な町の経営に必要な財源の確保はできているのか。久万高原町は、平成の大合併から20年を迎えようとしております。合併特例交付金は、合併後、15年で全てなくなったはずでございます。

合併後の10年間は、特例交付金を合わせて交付金は48億円程度ありました。現在だと、交付金は、私は30億をきっておるのではないかなと思っておりましたら、46億円もあるわけであります。

交付金の計算については、5年に1回の国勢調査、10月1日の時点で、町民の皆さんの数と、20万と掛けたものとか、以前には、合併特例交付金によって、基金を醸成されたり、といったようなことがあったと思いますし、交付税の措置あたりの積算もあるのであるかと思いますが、この交付税の積算、私はどうも理解ができない。このことについて、どういうことなのか、説明を求めたいと思います。

多様化の時代を迎えました。新型コロナウイルスや、ロシアのウクライナ侵攻など、厳しい経済環境の中で、持続できる行政運営を推進するためには、財政の安定こそ大切だというふうに思います。

町の財政は、安定した財政運営ができるのか、財政の課題と財政計画について、答弁を求めます。

続きまして、2問目であります。久万高原町役場内の職場環境の整備についてであります。

全ての職員が、健やかに、生き生きと働ける職場環境の整備はできているのか、について質問をします。

新型コロナの対策によりまして、人々の行動が制限をされて二、三年がたちました。多くの皆さんが、精神的にも経済的にも苦勞する日々であったというふうに思います。

久万高原町は、全町民の皆さんの健康を推進するため、3年ごとに健康づくり計画が立案され、その対策についても、毎年、努力をしてきたと思います。

今回、役場内で悲しい出来事が発生をしました。私は、議会としても、この問題は重く受け止めなければならない。また、再発防止を図るべきだと思い、この質問をさせていただきます。

役場職員の健全な職場環境の整備と、その取組についてお聞きをします。

議長 1 問目の質問について、理事者の答弁を求めます。

(河野町長を指名)

町長 瀧野 志議員の質問にお答えをいたします。

町村合併から 20 年近く経過をし、町の人口も 1 万 1, 000 から 7, 500 まで減少をしております。合併から 15 年間は、減額を経ながらも、旧町村を単位とした合併特例交付税が交付をされ、また合併特例債や、補助金で新町の建設計画に位置付けた事業の実施を有利に行うことができました。

合併当時は、50 億を超える普通交付税でありましたけれども、先ほどもありましたけれども、本年度の予算では、45 億を見込む規模となっております。

交付税につきましては、御案内のとおり、自主財源が乏しい自治体に対して、全国で平均した住民サービスが提供できるように積算し、交付をされております。

その算定に当たっては、昨年度の行政サービスなどに費やした実績額、それから人口などから導き出された金額、また社会情勢に応じて、必要となる事業費などを加算したものから、自主財源や交付金などに見込まれる歳入を差し引くことで、基本的に積算をされ、このような金額となっております。

本町の財政につきましては、自主財源が乏しく、交付税などの依存財源に影響されるところが大きい状況でございます。しかしながら、貴重な自主財源が目減りをしないよう、人口の減少の抑制や、住民取得の向上を図ることが、最も大切だと考えております。

また、歳入の半分近くを占める交付税の動向は、しっかりと把握をし、歳入に応じた歳出予算の編成に努め、選択と集中や、スクラップアンドビルドといった考えに基づいた行政運営が必要と考えております。

今後も中長期財政計画などにしっかりと取り組み、持続可能なまちづくりを目指してまいります。

以上でございます。

議 長 瀧野議員、よろしいでしょうか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 町長が今、答弁されましたように、頑張る町には交付金は少ない。頑張らないといったら語弊があるかも知れませんが、努力が足らなかった町には、応分の交付金額。

全国でそれぞれの町に住む国民の皆さん、平等でなければならない、そういった観点からかなというふうには思いますが。

予算の循環から考えてみますと、予算の編成、予算の執行、決算。予算を編成してから決算までの実効性、意義ある予算執行が大切であると思います。

平成24年度からは、財政状況資料集により、数値の分析が示され、貸借対照表などの財務書類4表によって、資産、債務に係る財務情報が示されるようになりました。

人の健康が、健康診断による各種数値から分析され、生活に生かされるように、久万高原町においても、各種数値、データを活用し、財政診断をするべきだと私は思います。

現会計は、歳入歳出だけの単純簿記だというふうに思います。

経営の診断結果の説明は、簡単に、誰でも理解できる、コンパクトな決算報告にすべきだと思います。

この点について、御答弁をいただきたいと思います。

議 長 (木下総務課長を指名)

木下課長 瀧野議員の質問にお答えします。

議員が言われますとおり、分かりやすい決算の報告書によりまして、現在の町の状況を広く皆様に知っていただくことは、大切なことだと思います。

また、町の予算は無尽蔵でないことや、その理由など、町民の、住民の皆様を知っていただくことは、重要でございます。

現在、資料をいろいろ作成しておりますけれども、できるだけ簡単明瞭な、コンパクトな資料になりますように、見直しを行いまして、町民の皆様、それから議会の皆様にも報告できる機会を多く、できるだけもっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 ここ数年の予算を見ておきますと、約160億円、年間予算を使っているというふうに思います。

投資をした金額に見合う成果が、町民福祉の向上につながっているか。投資対効果はどうなのか。町が行う事務事業に対して、どのような効果があったのか。町民からの要望で実施した事業の成果は上がったのか、予算の執行と事業の成果について、詳細に報告をして、次年度の予算に反映させるべきではないかと思えます。そこができてないから、議会の答弁もできてないんじゃないかなど、私は予想をします。

今後は、各課が予算と事業について、しっかりと管理をし、予算執行の成果を事業報告書という形で報告をする。このことについて、提案をしたいと思いますが、どのようにお考えですか。答弁を求めます。

議 長 (木下総務課長を指名)

木下課長 瀧野議員の質問にお答えいたします。

これまでにおきましても、事業の執行状況、それから成果を検収いたしまして、また費用対効果を精査上で、予算編成を行うことと決めてまいりましたけれども、それぞれの担当課、あるいは担当者任せところもございました。

こういった関係を踏まえまして、本年度から事務事業評価、それから計画の評価をシステム上で行いまして、さらに全庁的な目線で評価を重ねた上で、予算編成に生かすような制度に取り組もうということにいたしております。

議会におきましても、決算特別委員会、それから予算特別委員会もございま

す。これらの事業評価を報告書という形で出せるように、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 まるで打ち合わせをしたような答弁をいただきました。ありがとうございます。

令和3年に町が町有施設の調査、まずは町有施設の全てのデータについて、出されたというふうに確認をいたしております。

合併前に、3村1町に整備された施設は、多くが前の町や村が整備した施設であろうというふうに思います。既に相当の年数がたっており、老朽化が進んでおります。

この施設について、将来、多額の管理費がかかり、このことについて、対応ができるのか。このことを心配しております。早急に検討をして、結論を出すべきだというふうに思います。

また、合併前に町・村に整備をされた上水道、下水道など、多くのインフラの問題についてであります。人口減少の中で、改修の経費は手当てできるのか。将来にわたって管理することは、私は不可能だというふうに思います。

先般のDXの研修でもありましたが、データ化をして、このことをしっかり整理し、いろんなことについては、町民からの意見を交え、このデータをもとに、改修の積算、これをしていくべきだというふうに思います。

その施設によっては、資産として運用ができるのか。この施設は解体すべきじゃないのか。本来ですと、所有権の移転、できるのであれば、売買も可能であると思いますが、なかなか買ってくれるような施設はないというふうに思います。

ここらあたりのことについて、しっかりと結論を出さなければ、私は将来の財政について、議論をスタートすることはできない。このことをいかに早く解決するか、これが一番だというふうに思いますが、このことについて答弁を求めます。

議 長 (木下総務課長を指名)

木下課長 瀧野議員の質問にお答えいたします。

町におきましては、公共施設と総合管理計画などを策定いたしております。
また、資産台帳につきましては、データ化して整理を行っておるところでございます。

こういった計画の試算によりますと、今後40年間の間で施設等の維持管理につきましては数百億円、また年間では10億円以上にもものぼるというふうな結果も出ております。

瀧野議員の御指摘のとおり、財政の安定のためには、これこそ避けて通れない課題であるというふうに認識をいたしております。

現在、この解決に向けて、施設ごとに庁内で、それぞれの担当課で検討をして、その結果を専門委員会等でも諮問させていただき制度も考えようというところで、協議も進めておるところでございます。

施設の統合ですとか、あるいは廃止なども視野に入れまして、町民の皆様、あるいは議会の皆様とも共に、議論を深めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 先ほども町長の答弁の中にもありましたが、情報の分析につきましては、単年度の財政運営だけでなく、中長期的な財政運営が求められているというふうに思います。

優先される政策に財源が配分できる、戦略的な財政運営を目指して、町民の安全安心をもとに、総合計画や総合戦略を基本として、この県下一広い面積を持つ町ではありますが、今後、町の全域で、介護や看護、医療、福祉、教育など、全ての事業を実施することは不可能だというふうに思います。

早急に立地適正化計画を、都市計画区域だけでなく、むしろ地域まで拡大し

て、コンパクトシティかスマートシティ、そういった将来につながるまちづくり、これが私は必要ではないかと思えます。

そのためには、地域の町民の皆さんの意見を聞き、支所単位の集落の編成がよいのか、住むところと仕事をするところは別なのかなど、町の再整備計画について、早急に取り組まなければいけないと思っております。

財政的に厳しい状況にある中、このことを踏まえて、今日の質問の総合的な答弁として、町長の答弁を求めます。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 瀧野議員のお話にもございました、非常に県下で最も広い面積、それから一方で、人口は少ない町でございます。

さらに、少子高齢化進んで、交付税の依存財源、これが今のところ、お話も先ほどありましたけど、何と四十五、六億で推移をしておりますけど、それが減少して場合は、広範囲にわたって、全ての地域で、先ほど質問もありましたけど、施設を維持していくことは、非常に厳しいんだと思っております。

昨年、住民を中心とした策定委員会で作成しましたけれども、都市計画マスタープランでは、都市計画区域だけではなくて、そのほかの地域でも、生活拠点形成エリアを定めて、小さな拠点同士を結びつけながら、生活圈域の補助を行う、コンパクトで、そしてプラス、ネットワークがしっかりと結べることを目指すこととしております。

人口減少、本当に待ったなしの重要な課題でございます。人口減少から生ずる課題、たくさんございます。

マスタープランの具現化や、あるいは社会情勢に応じた見直しなど、議論する場合は、議員の言われるとおりに、かなめであると考えており、これは町全体の最重要課題の一つと捉え、しっかりと検討を行ってまいりたいと思えます。

以上でございます。

議 長 よろしいですか。

以上で、1問目の質問は終わります。

続いて、2問目の質問に対し、理事者の答弁を求めます。

(河野町長を指名)

町長 本町では、健全で豊かなまちづくりを目指し、健康づくり計画をはじめとした諸計画を策定し、事業に取り組んでまいりました。

しかしながら、昨今のコロナ禍をはじめとする社会環境の変化、また行政ニーズの多様化や、業務の複雑化などを背景に、役場内あるいは関係事業所におきまして、精神疾患などに悩む職員が複数発生しております。まことに残念なことであり、これまでの取組の在り方や、コミュニケーションのとれた職場づくりについて、真摯に反省しなければならないと考えております。

これまでのメンタルヘルスケアに関する具体的な取組としては、町が委嘱をしてございますが、産業医や関係職員等で組織する安全衛生委員会を中心として、長時間勤務の状況、それから毎年、全職員を対象にして実施しておりますけど、ストレスチェックの結果など、検証しながら、そのデータを各部署にフィードバックするほか、ストレスチェックでメンタルの普及が危惧をされている職員につきましては、保健師などとの面接のあっせんを行ってまいりました。

また、職員から個別に相談もあった場合は、総務課、あるいは保健センターなどが連携をし、その解決に向けて取り組んでまいりました。

職員を指導するべき立場の管理職に対しては、コミュニケーションがとれた職場づくりのため、メンタルヘルス講座などを開設、管理職としての資質向上にも努めてきたところでございます。

以上が、現在の取組状況でございます。

議長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 今回の問題については、私は大変重要な案件だというふうに思っております。また、町から議会への報告も、なかったように思っております。

最近になって、町民の皆さんからお聞きをしましたが、役場本庁だけの問題ではないというふうに思います。このことは、早急な対策が必要ですし、また

この問題については、町だけの責任ではないと思います。

これを知っておった議会が、一般質問など提案をどうしてしなかったのかなというふうには思っておりますし、議会としても責任があるというふうに感じております。

町全体でこの問題に早急に、対策について取り組むべきだというふうに思いますし、今回のこの問題について、町としてどのような対処をされたのか、このことをお聞きしたいと思います。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 瀧野議員の質問にお答えをいたします。

まず、最初に御指摘のありましたように、今回、議会への正式な報告、それから、それに対するの改善に向けた協議、説明を怠っていたというところで、大変反省をしておりますし、今後、改善を図っていきたいというふうに考えております。

まず、問題への対処についてでございますけれども、管理職などから聞き取り、それから確認を行い、改善点について検討を実施をいたしております。

それから、あとはやはり同僚の職員に対しては、専門家による、継続したサポート体制を構築をして、同僚の精神的なケアも行ってまいりました。

メンタルの不調の要因という、それからこれに対するの対応というのは、それぞれのケースで異なるというふうに思われます。

そういったところで、早速ですけれども、先月、職員のメンタルヘルスケアの推進指針というのを策定をいたしまして、全職員に向けて、発出をいたしました。

そして、管理職からの積極的な声かけの徹底でありますとか、新採職員の業務指導、それからメンタル支援を中心となっていく指導担当職員の配置、それから悩みを抱える職員に対しまして、定期的な面談などを実施することとしております。

合わせて、コミュニケーション能力の向上に向けた研修も、それぞれ職階ごとに実施をしていきたいというふうに考えております。

これらにより、メンタル不調の一番大事であります早期発見、それからあと、人事面での配慮でありますとか、医療機関への受診の奨励などに努めて、職員の身体的、精神的な健康の保持に、いろんな角度で努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 以前にも、このような案件が2件あったというふうに記憶しております。災害は忘れたころにやってくる、というようなことも考えなければいけないのかなとも思いますが、特にコロナが長期化する中で、社会のどの職場でも起こり得る、同僚、男性、女性、上司と部下など、それぞれの立場による嫌がらせ、マタハラであったり、セクハラであったり、パワハラなどがあり、雇用者、雇用する者にも責任が追及されるようになるというふうに思います。

法的手段においては、民事、損害賠償請求や、事案の内容によっては、刑事告訴もある。また、精神障害などには、労災の申請なども起きてくる。事故のない職場環境を整備するためには、先ほどから説明はいろいろありましたが、専門的知識を有する職員の設置がどうしても必要だというふうに思います。

とかく研修会をしたり、それぞれの立場で、いろんな計画をしたり、全体会でいろいろ研修をされておりますが、そのようなことでは、これからの多様化する世の中に通用しないと、私は思います。

専門的な職員を有する職員の設置、それからそういうような部署、この辺について実際に今後はどうしても私は必要だと思います。どのような対策をとられるのか、具体的に答弁をいただきます。

議長 (木下総務課長を指名)

木下課長 瀧野議員の質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、社会環境も複雑化してまいりまして、以前に比べましては、ハラスメントがしっかり問題化いたしております。

広く認知される場所とはなっておりますけれども、決して認識が深まっているというふうには言えないような状況であるというふうに考えております。

その対策といたしましては、町では、ハラスメントに関する職員研修の実施、それから担当職員の知識の習得に努めてまいりました。

それから、ハラスメント防止法に基づきまして、町職員のハラスメントの防止法に関する要綱を定めて、相談の苦情窓口、それから苦情処理委員会の設置を行いまして、不当な扱いがあった場合には、公正に対応できる体制づくりも目指してきたところでございます。

また、議員申されましたように、損害賠償、それから告訴などに至る事例もでございます。専門的な知識を有した人材の確保は必要であるというふうには考えております。

しかしながら、常勤といったところには、まだまだ壁も高いというふうに考えておりますので、取り急ぎましては、外部人材であります臨床心理士、それから顧問弁護士等の活用から始めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 それぞれの職場で、平常時でもメンタルヘルス不調になると、仕事への根気が続かなくなる。重要な事案に対して、判断ができなくなる。半日でできていた仕事が1日かかるようになるなど、多くの仕事場で長期休業者の3割から5割がメンタルヘルス不調によると言われております。

町の直営事業所全体の問題だというふうに思います。小学校、中学校、病院、消防署など、多くの施設も日頃からしっかりとしたメンタルヘルスケアが必要であると思います。

担当課は、答弁するだけではなく、以前から県下一自殺者の多い町であります。久万高原町独自のメンタルヘルスケアを実施すべきだと思います。

最後に、総括して町長の取り組む決意をお聞かせをいただいたらと思います。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 お話があったように、メンタルを不調のままでは仕事をしなければならない、本当にこれは辛い、大変なことでもあります。

今、非常に複雑な時代背景がございます。昔はもっと、みんなシンプルな考えであったと思いますけれども、現代人というのは、なかなかそうはいかないところがございます。

ですから、誰しも、多かれ少なかれ、多分にそのプレッシャーは感じているんだと思うところがございますして、議員おっしゃるように、それを誰かにきちんと相談できる、あるいは解消してくれる、それがないと、今後もこの課題は解決ができないんであろうと思っております。

今、総務課長から答弁しましたように、たちまちに常勤というのは難しゅうございまして、今、保健センター、あるいは保健福祉課あたりで、そのあたり、十分に気は使っていただいておりますけど、今、申し上げましたように、これからさらにますます、様々なところでメンタルにかかってくる負担は大きいものが予想もされるわけがございますから、内部的に今後どのように進めていったらいいのか、真摯に検討はしてまいります。

とにもかくにもメンタルを抱えることがないように、これを私ども、目指していくこと、大変大事なことであろうと思っておりますし、非常に貴重な質問でもあろうと思っておりますから、十分にそのあたり、しっかりと意識をして、対応をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議 長 瀧野議員、よろしいでしょうか。

瀧野議員の質問を終わります。

議 長 ここで、昼食のため休憩いたします。 (午後 0時02分)

12時を若干過ぎておりますが、午後は1時より再開をいたしたいと思しますので、よろしく願いいたします。

(休憩)

議 長 午前中に引き続き、会議を開きます。 (午後 1時01分)
一般質問を続けます。

(森 博議員を指名)

議 長 森議員の質問は2問ありますので、一括して質問し、理事者答弁はそれぞれ
お願いいたします。

森 議員 8番議員、森でございます。通告に従い、ふるさと納税増額への町の取組に
関連して、2つの質問をさせていただきます。

1問目は、返礼品の開発についてでございます。

町の農業戦略課より、直瀬地区にある肉用牛繁殖センターの経営権を得た松
山の業者が、愛媛県のブランド牛、あかね和牛の飼育生産を、同センターで開
始するとの報告を受けました。

また、同じ業者が近くの農地等を買取り、愛媛県のブランド豚、甘とろ豚
も養豚予定だと聞きました。

あかね和牛は、松前町や松山市のふるさと納税返礼品として、甘とろ豚は、
大洲市などの返礼品として、既に登録がされています。

製品に加工するための許可条件などは必要かもしれませんが、それをクリア
できれば、今後、久万高原町はこれらブランド牛、ブランド豚の生産拠点とも
なり、本町での返礼品登録も可能ではないかと考えますが、いかがでしょうか。
町の見解をお伺いいたします。

2問目は、企業版ふるさと納税の拡充策についてでございます。

この制度を使い、企業が全国の自治体へ寄附した額は、2021年度が前年
の2.1倍にあがる225億7,000万円となり、徳島県の上山町でも、9
億9,000万円にのぼる寄附を受け入れたと聞きます。

本町での2021年度の受入額、内容、今後の拡充策について、お伺いしま
す。

以上でございます。

議長 1問目の質問について、理事者の答弁を求めます。

(河野町長を指名)

町長 森議員の質問にお答えをいたします。

J A全農愛媛県本部から、直瀬にある肉用牛センターの経営権譲渡を受けました松山市の有限会社協栄ファームが、施設の拡充を行った後に、県ブランドのあかね和牛並びに甘とろ豚の飼育を新たに開設する予定となっております。

今回の事業は、ブランド牛と豚の繁殖が目的となっており、牛は施設で4カ月まで生育をさせた後に、西予市野村町に移動して肥育、また豚につきましても、生後3週間で離乳をさせた後、西条市丹原町に移して飼育される予定と聞いております。

今回、ふるさと納税への返礼品にという提案でございますが、ここ数年、全国的にふるさと納税の返礼品をめぐるトラブルが続いたことなどもあり、採用基準が厳格化されていることから、子牛などの段階で出荷したものを、久万高原町産の肉として返礼品で活用することは難しいと考えております。

しかしながら、愛媛県独自のブランドであるあかね和牛や、甘とろ豚を返礼品として活用することができるかどうか、担当課などを中心に、今後の利活用につきましても、十分に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長 森議員、よろしいでしょうか。

(森 博議員を指名)

森 議員 今、町長の答弁で、新たな業者がブランド牛、ブランド豚を、幼齢期の4カ月だけの生産をするということで、その場合は、返礼品として扱うことは難しいというお話だったと思います。

しかし、松山市などでは、レストラン門田ですかね、そういったところがかね和牛を使ったローストビーフでありますとか、そういった製品をつくって、その製品をふるさと納税返礼品としてアップしておるといった事例もございます。

うちにも道の駅レストランとか、そういったところで、そういった取組もできないかというふうにも考えたりもします。

いろんな可能性を探っていただいて、せっかくのチャンスでありますので、久万高原町の返礼品に加える調査研究をさらに続けていただけたらと思います。

肉類について、ただいま質問さして回答いただきましたが、酒類につきましては、ゆりラボのまちおこし協力隊員らが中心となって、クラフトビール、久万町産のホップや酒米、ふくひかりを使用した発泡酒と聞いておりますが、久万高原ラガーという名前で開発され、販売も間近と聞きます。

この商品も、町をあげて特産品として育て、活用していきたいところですが、生産本数にも限りがあり、どこまで販売できるかといった問題もあると思います。

ふるさと納税の返礼品としての登録の可否も含めて、今後の町のアピール策、販売活用策をお伺いいたします。

議 長 (高木まちづくり営業課長を指名)

高木課長 森議員の質問にお答えいたします。

先ほど御質問いただきましたクラフトビール、久万高原ラガーという名前でございますが、現在、地域おこし協力隊の皆さんが一般社団法人ゆりラボの支援を受けて、クラウドファンディングというような寄附も集めていただきながら、事業を実施しているところでございます。

現在、先ほど確認をしましたところ、クラウドファンディングで目標金額10万円のところが、今現在、57人の方から34万円の御寄附を既にいただいているということで、かなり御寄附をいただいているところでございます。

これにつきましては、10月2日に、このクラフトビールのお披露目会を、まちなか交流館で予定をさせていただいております。今、森議員御提案いた

きましたとおり、このクラフトビールをふるさと納税の返礼品ということも、当然考えておりますが、第1弾につきましては、寄附を募っておりますので、この寄附をいただいた方に、優先的に商品をお送りするということにしておりますので、その余剰が出ましたら、ふるさと納税返礼品としての活用をしていきたいと思っておりますし、第2弾、第3弾と続けるように、また支援も行っていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長 (森 博議員を指名)

森 議員 今、本町にはあまりない返礼品の開発、特に肉類、お酒類については、町外の方にアピールできる特産品ができれば、ふるさと納税の寄附額の増額のみならず、道の駅や町内飲食店での新たな看板メニュー、お土産品としての販売効果も期待できます。

今後、いろいろな可能性について、調査研究を行うべきと考えます。

返礼品の、最後の質問でございます。

ゆりラボの開発グループや、町が取り組む新たな返礼品の一つに、町外の方からの寄附に対して、品物ではなく、町内での飲食、宿泊、体験などに使えるポイントを付与する電子感謝券、チョイスペイがあります。そのポイントが使える町内店舗、施設の申請状況、そして申請できていない店舗、施設や、町外の方への電子感謝券の集中方法についてもお伺いいたします。

議 長 (高木まちづくり営業課長を指名)

高木課長 森議員の質問にお答えいたします。

現在、電子感謝券に登録いただいている町内の事業者25件ございます。補足当初、なかなか御理解得られずに、かなり苦戦をいたしました。

というのが、今までのふるさと納税というのは、返礼品、物を送るということで、皆さん周知されてましたので、今、森議員おっしゃられるように、チョイスペイを使いますと、久万高原町のサービスに使っていただけます。飲食で

すとか、宿泊ですとか、ゴルフとかスキーとか、そういったものに使えますので、今現在、久万高原町の返礼品で苦慮していますのも、小さな事業所が多いということで、返礼品の量がなかなか確保できないという悩みもありますが、このサービスで使っていただけるということになれば、そういった課題にも解決できるというふうに考えております。

現在、この普及については、梅雨明けの7月9日に道の駅でイベント、ふるさとチョイスというところのPRも兼ねて、普及のイベントをさせていただきました。来場者の方にアンケートとか、いろいろとらせていただくと同時に、町内の事業所の方にも、先ほど25件と申しましたが、まだまだ登録をしていただかないと、使う側からすると、25件よりも50件、100件あれば、久万高原町に来て、いろいろなところで使えるというメリットもございますので、これにつきましては、事業者に対しても、丁寧に説明を繰り返しながら、事業者の方にとっても、メリットをアピールしながら、普及に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長 森議員、よろしいですか。

以上で1問目の質問を終わります。

続いて、2問目の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

(河野町長を指名)

町長 2問目の質問にお答えをいたします。

企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して、企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額が控除される仕組みでございます。

本町では、昨年8月に久万高原町まち・ひと・しごと創生推進計画として、地域再生計画の認定をうけまして、企業版ふるさと納税の寄附活用事業を開始をしました。

年度途中ではありましたが、昨年度は5社の企業から、金額にして6

20万円の御寄附をいただいております。

ちなみに、県全体の寄附額は、3億465万、その3分の2が今治市という状況となっており、20市町の実績を比較いたしますと、初年度としては、まずまずの実績ではないかと考えております。

企業からのふるさと納税の使途に関する希望につきましては、本町では、林業振興事業に関する寄附が多数を占めてございます。これは、世界的に感心が高い地球温暖化対策SDGsへの取組などから、森林資源が豊富な本町に対する期待が大きいものと考えております。

本町では、町有林を対象とした森林由来のカーボンクレジット創出の実証事業、未来の森づくりプロジェクトなども開始をしており、本町が進める林業振興への取組をPRし、魅力ある事業の展開を進めることが、企業の皆様のさらなる賛同を得ることにつながると考えております。

なお、本町のような小規模自治体と、企業が直接結びつくことは、難しい面もございますから、銀行などと協定を締結して、仲立ちを行っていただくこととしており、互いに情報共有を図りながら、本町への関心が高まるように努めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長 森議員、よろしいでしょうか。

(森 博議員を指名)

森 議員 ただいま町長に回答いただきましたが、その中でもありましたように、企業でもこの制度を使い、寄附することによって、税の軽減にもつながり、またユニークなまちづくり、地域づくりを応援することで、企業のイメージもアップするということで、ここ近年、この制度を活用する企業が増えているのだと思っております。

先ほど、町長のお話の中にもありました、久万高原町を林業の町として、持続可能な森林整備を行いために、いろいろなこれから取組をやっていくと思います。未利用材を活用したバイオマス発電であるとか、そういったアピールの

できる、具体的な施策を考え、企業回りなどを含めた、町長自らの攻めの行政とも、今後必要になってくるだろうと思いますが、そういった取組についての町長のお考えをお聞きしたいと思います。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 森議員の質問にお答えいたします。

御趣旨、お話いただきました。また、狙いについても、そのとおりでございます。

企業も地域と連携をしながら、成長をしていくんだと、そういう意識は最近、極めて高いと思います。

お話もいただいたように、もう既に多くの興味もいただいております。御案内のように、石油大手の会社と、カーボンクレジットの締結ができたところ、あるいはまた、近年では、木材から油を取ろうと、そんな試みも県内の石油会社と、それから商社の連携で、そんなお話もきております。

また、まだ具体的にはなっておりませんが、木材から繊維を取り出して、ナノセルロースが鉄と同様の固さを持って、なおかつ5分の1ぐらいの軽さしかないということで、ひょっとしたらANAやJALの機体にも使っていたら、そんな話も聞き及んでおりますから、特に私どもの基幹産業、お話があった林業、そしてまた農業も十分に企業にアピールする魅力はあると思いますから、森議員おっしゃったようなところ、これから私も精力的に、トップセールスを行いながら、企業版ふるさと納税、極めて有効な、私どもにとっては収入資源に、そしてまた企業にとっては節税にもつながる制度でございますから、せいぜい利用してまいるように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議 長 森議員、よろしいでしょうか。

森議員の質問は終わります。

続きまして、1番、阪本雅彦議員。

阪本議員

1 番、阪本雅彦です。通告に従いまして、一般質問を行います。

ロシアによるウクライナ侵攻や、円安の影響により、肥料などの農業資材の価格が高騰しています。燃料価格の上昇対策として、原油高騰対策、事業者経営支援事業が実施されておりますが、現在までの申請状況と、今後の計画について、お伺いします。

また、肥料価格も上昇、供給する J A は価格抑制策を打ち出し、国も高騰対策を表明していますが、町の支援策について、取り組むお考えがあるのかお伺いします。

議 長

理事者の答弁を求めます。

(河野町長を指名)

町 長

阪本議員の質問にお答えをいたします。

実りの秋を迎えました。本町の主要作物、夏秋トマト、それから夏さきピーマン、そして久万高原町清流米、今年も順調に生育をし、生産出荷や刈り取りのピークを迎えております。

はじめに、燃料価格や物価高騰対策として、7月から実施をしております原油高騰対策事業者経営支援事業の実績でございますが、8月末までの申請件数16件、交付を決定いたしました額は280万、予算に対する進捗率は22%でございます。

なお、この実績は、農閑期でございます、今年の1月から3月までの3カ月分でございますので、今後は4月から6月までの受付を開始し、農繁期における物価高騰支援を行う計画といたしております。

次に、諸物価の高騰に対する町独自の支援策についてですが、農業におきましては、燃料以外にも肥料や資材価格の高騰による影響を大きく受けるところとなっており、松山市農協に、肥料価格の見込みを確認いたしましたところ、来年度の施策は、トマトが124%、ピーマンが144%、清流米が150%ほど高くなるのではとの試算でございました。

これに対して、松山市農協では、予約販売による値引きを、また国や県は、

補正の予算で肥料価格高騰対策を打ち出しました。

本町といたしましては、今後、関係機関や団体などの動向や、国・県の補助事業の内容、十分に確認しながら、町を支える農家の皆様の経営支援策を検討していきたいと考えております。

議長 阪本議員、よろしいでしょうか。

(阪本雅彦議員を指名)

阪本議員 つい先週末には、1ドル140円を超える円安ドル高水準となりました。これは、24年ぶりのことだそうです。

また、この円安ドル高水準は、来年まで続くとの見方もあり、そのほとんどを輸入に頼り、為替相場の影響を受ける燃料高騰は、まだまだ続くと予想されております。

現在の石油高騰対策事業者経営支援事業は、1から3月分と、4月から6月分の2期を、ただいま予算化をしているという話を伺いましたが、続きまして、7から9月のこの農繁期もですね、対象として拡大をしていくお考えがあるかどうかをお伺いたします。

議長 (高木まちづくり営業課長を指名)

高木課長 阪本議員の質問にお答えいたします。

先ほど、町長のほうから、1月から3月期分の実績を報告させていただきました。

現在、4から6の受付も、順次、開始をする予定でございます。ただ、問い合わせがかなり多くきております。

阪本議員御指摘のとおり、1月から3月期につきましては、農閑期ということで、農業者からの問い合わせはほとんどないという状況でございます。この燃料高騰、町単独で事業でございますが、町としても、初めての取組でございます。この1から3、4から6の申請状況は、今後どのようになるのか、ち

よつと状況がかなり判断が難しい状況でございますが、農家の皆様の御要望等も十分に把握しながら、7から9月の3期分についても、早急に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 (阪本雅彦議員を指名)

阪本議員 それでは、次に肥料の高騰対策について、お伺いをいたします。

国の高騰対策は、価格影響の影響を受けにくい経営体質への転換を促しており、先ほどの燃料と同じく、大部分を輸入原料に依存する化学肥料2割以上の削減に取り組む農家に対して、支援が行われるものであります。

例えば、08年には、中国輸出規制により、リン酸肥料の高騰を経験しており、様々な国際情勢に左右されない生産基盤の強化を図る取組と考えられます。

さて、町内のエコ栽培でのトマトは、観光栽培から3割減、清流米は、同じく5割減の取組が行われ、化学肥料の2割以上の削減は既に達成されております。

しかし、新たに1つ以上の要件をクリアすることが条件とされております。それには、土壌診断により、適切な施肥を行うことや、堆肥の利用が具体的に、どれだけ化学肥料に置き換えることができるかなど、15項目のメニューが提示されておりますが、どれも農業者だけで取り組むことが難しい要件ばかりでございます。

また、5名以上の農業者グループからの申請であることも、必要条件の一つであります。

零細な農家が多数存在する本町においては、これも大きなハードルの一つです。中山間直接支払い制度において、農地の連続性や面的なつながりが重要視される、新たな視点が導入されたように、販売農家ではない農家を含めて、存在することは必要なことだと考えております。

したがいまして、県の機関やJAなどと、町が調整役となって、肥料価格高騰に直面する農家を支援するお考えはあるのかを、重ねてお伺いいたします。

議 長 (菅農業戦略課長を指名)

菅 課長 阪本議員の質問にお答えします。

国・県の事業につきましては、議員の御質問にありましたような項目の、土壌診断による施肥設定や、堆肥の利用、有機質肥料の利用などのクリアが条件となります。

今後は、県の農業指導班や、松山市農協と連携しなければならない項目もありますので、連絡を取り合いながら、支援に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長 (阪本雅彦議員を指名)

阪本議員 また、畜産農業者に対する肥料高騰対策や、そのほかの農業資材の高騰など、また国や県の要件が未確定のものや、上昇幅が不明なものもございます。

久万高原町の基幹産業である農業を何としても守り抜くんだ、そういう決意が町長におありなのか、お伺いいたします。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 もう言わずもがなでございますが、本町の基幹産業、農林業でございます。

農林家の皆様を守ることが、町を守ること、そしてまた将来につながることだと認識をしております。

先ほどから説明をいたしておりますように、物価高騰対策の支援には、一生懸命取り組んでおりますが、しかし、それを上回る肥料高騰対策等、まだまだこれから不透明な状況は続くのではないかと心配もいたしております。

今後とも国、県の補助事業の内容など、十分に確認し、そして農家の皆様の声、しっかりと聞きながら、どういった支援ができるのか検討し、町としてできる支援策、懸命にとってまいりたいと思います。

議 長 阪本議員、よろしいでしょうか。
阪本議員の質問を終わります。
続きまして、11番、大野良子議員。

大野議員 議席番号11番の大野です。国葬問題と、町民の内心の自由について、質問したいと思います。

安倍元首相の国葬については、国葬自体に法的根拠がなく、国民の受け止めは大きく分かれております。

世論調査などによれば、評価しないという数のほうが多いという結果になっております。

愛媛新聞の門欄の読者が多いと思うんですけど、この門欄の国葬問題や、安倍元首相と統一教会についての意見が多く投稿されており、私が気づいたのは、18人の投稿なんですけど、そのうち3名が、国葬に対して肯定的な姿勢で、残り15名が国葬反対の意見でありました。

それで、久万高原町の町民からの投稿もありました。この問題の関心の深さが感じられました。

しかし、国会審議もなく、閣議決定で国葬は行われることになりました。1月に行われた安倍家の葬儀の際、各地の教育委員会が、学校に半旗掲揚を要請したと報道されております。哀悼の意は強制されるものではなく、内心の自由こそ守られるべきと考えますが、そのことについて、町はどのように考えておられるのかお聞きいたします。

以上です。

議 長 理事者の答弁を求めます。

(河野町長を指名)

町 長 大野良子議員の質問にお答えをいたします。

はじめに安倍晋三元首相の、銃撃による御逝去に対し、心からの哀悼の意をささげたいと思います。

今回の国葬儀の実施に関する国の判断は、内閣府設置法に基づいて、閣議決定を根拠として、国葬儀を実施することができるという考えのもとに執り行われるというものでございます。

過去には、吉田 茂元首相の国葬儀の例がございましたが、このときとは違って、今回は開催日を休日とはせず、弔意表明などの強制は行わないものと聞き及んでおり、町といたしましては、国が国民に対し、哀悼の意を強制するものではないと考えております。

以上でございます。

後段の教育の現場に関しては、小野教育長のほうから答弁がでございます。

議 長 (小野教育長を指名)

教 育 長 大野良子議員の質問にお答えをいたします。

安倍元首相の国葬への教育委員会の対応でございますが、現在の段階では、文科省及び県教委から地教委に対して半旗掲揚の要請など、特段の通知は届いておりません。

また、7月に執り行われました安倍家葬儀に際しましても、県下の教育委員会が学校に対して半旗の掲揚を要請するなど、行動を起こしたことはなかったと承知をしております。

世論の動向を見ますと、国葬には賛否両論あり、そうした中で、国や県から強い要請や指示があるとは考えにくく、教育委員会としましても、学校に対して具体的な要請は考えていないところでございます。

以上です。

議 長 大野議員、よろしいでしょうか。

(大野良子議員を指名)

大野議員 人の死を悼むという気持ちは、久万高原町の町民には深いものがあるというふうに思っております。

安倍元首相に対しても同じで、選挙中、あのような亡くなり方でかわいそうという声を聞きます。そこまでは共感できますが、それと国葬の問題とは、また別個に考えなければならないんじゃないかというふうに思っております。

国葬に対して、内心の自由を守るという立場で、質問をしたいと思います。

お葬式的时候は、そういう指示はなかったというふうに聞きました。

9月27日の国葬的时候、仮に何らかの弔意の表現の要請があれば、どういふふうに対応されますか。ないということでありましたのに、教育長が各学校に、お葬式的时候に指示したということがあるので、もし9月27日の国葬の際に、何か指示があった場合に、どういふふうに対応されるかお聞きしたいと思ひます。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 教育長からの答弁というものは、今、お話がございました安倍家の葬儀的时候に、県教委から何かあったかということでもございました。それについては、特段なかったし、また教育委員会としても、学校に対して半旗の掲揚を要請するなど、行動を起こしたことはなかったというお話でもございました。

今後においてですけれども、町から、国から、町に対して要請があった場合、どう対応するのかということでもございますが、現在のところ、何も要請も届いておりません。想定で、仮定でお話しすることはできませんので、差し控えたと思ひますが、仮にそうであった場合は、適切に対応をしてみたいと、このように考えております。

議 長 大野議員、よろしいでしょうか。

(大野良子議員を指名)

大野議員 私は、憲法の92条の地方自治法、地方自治の本旨に基づいて、ということをお大切に、国の方針どおりではないけれども、町民の内心の自由を侵さない方法を選んでほしいと、そういうふうにお思ひしております。

そして、教育委員会に対してですけど、教育基本法には、教育の中立性がうたわれております。中立性に疑問があることでも、学校や先生が行えば、肯定を、認めたということを表示することになり、子供の当たり前だと受け取ってしまいます。

教育基本法や地方自治法の精神に立って、児童・生徒に弔意を押しつけることのないよう、対処していただきたいと思っております。

今後、いろんなことがあると思いますが、一人一人の子供の内心の自由を守って、誰ひとり取り残さず、豊かな心を持って成長できるよう、子供を守ってもらいたいという気持ちを持っておりますが、この教育基本法、それから地方自治法の精神に立っての、もし教育委員会としても、国の方針じゃない、そういう判断をしていただきたいと思っておりますが、私の考えに対する御意見をお願いしたいと思っております。

議 長 (小野教育長を指名)

教 育 長 大野議員の質問にお答えをいたします。

先ほども申し上げましたけれども、教育委員会といたしましては、学校に対して、具体的な要請は、現在のところ考えてございません。

以上でございます。

議 長 よろしいですか。

大野議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

議 長 お諮りします。

本日の会議はこれにて散会したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、これにて散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。 (午後 1時45分)

なお、明日9月7日は、午前9時30分より開会いたします。

事務局

(終礼)

会議の経過を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員